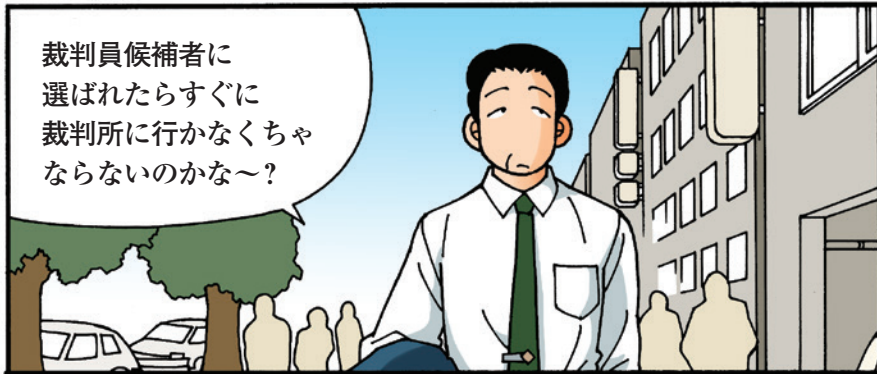


# Q9

裁判所に行く日のどれくらい前に、その日時を知らせてもらえるのですか？



**A9** 通常は選任手続期日の6週間前までには通知をします。

原則として選任手続期日の6週間前までに、審理の期間が通常よりも長くかかると考えられる事件については8週間程度前までにはお知らせする予定です。このお知らせには、裁判員に選ばれた場合にいつからいつまで裁判員を務めていただくか、このうち実際に裁判所に来ていただく日はいつかを記載します。

ま…大丈夫かな



裁判員に  
選ばれるまで